

令和7年度 朝霞市地域密着型サービス事業者（看護小規模多機能型居宅介護）公募
選考基準及び審査方法（2回目）

1 基本的事項

指定予定事業者の選考に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、選考基準に基づく評価の点数が最も高い応募者を指定予定事業者とします。

2 選考基準

選考基準は、以下のとおりとします。

No.	選考基準	内容
1	法人の理念・姿勢	① 法人の基本理念・経営理念の内容 ② 法人の基本理念・経営理念の職員・利用者に対する周知 ③ 応募理由
2	法人運営の透明性・公平性、法令等の遵守状況	① 個人情報の取扱方針及び従業員の守秘義務に関する規定の内容及び運用実態 ② 自己評価・外部評価及び情報公開 ③ 利用者の自己負担を求める介護保険外サービスに係る内容、金額の目安、金額設定の根拠等
3	運営実績	① これまでの事業運営実績 ② 他の事業者等との連携 ③ 従業員の採用方法等 ④ 令和6年4月の介護報酬改定時の対応
4	運営の適正化・効率化への取組	① 現在運営している事業所での人員配置の適正化に係る取組 ② 現在運営している事業所での経営努力に関する取組 ③ 新たな事業所で予定している経営努力に関する取組
5	職員の育成	① 人材確保のための取組 ② 現在運営している事業所での職員研修の実施状況 ③ 新たな事業所で予定している職員研修 ④ 人事考課の実施状況 ⑤ 職員の労働環境に関する各種保険の加入状況や配慮内容
6	地域との連携	① 現在運営している事業所での地域貢献状況 ② 新たな事業所で予定している地域貢献 ③ 新たな事業所で予定している運営推進会議又は介護・医療連携推進会議に係る取組 ④ 新たな事業所の開設に際し予定している近隣住民に対する説明方法等

7	施設設備管理体制	① 新たな事業所で予定している施設整備面における利用者に対する配慮に係る内容等 ② 新たな事業所で予定している備品の整備面における利用者に対する配慮に係る内容等 ③ 新たな事業所で予定している日常的な点検体制の整備内容 ④ 新たな事業所の立地の利点に係る評価 ⑤ 新たな事業所の立地の懸念点に係る評価
8	利用者等の安全管理体制・危機管理 (重点項目1)	① 新たな事業所で予定している緊急時の法人内部の連絡体制、利用者への連絡体制 ② 新たな事業所で予定している利用者の急病・事故等の発生時の対応方法 ③ 新たな事業所で予定している衛生管理体制 ④ 現在運営している事業所での非常災害の発生時の対応、体制等 ⑤ 新たな事業所で予定している非常災害の発生時の対応、体制等 ⑥ 現在運営している事業所での感染症の発生時の対応、体制等 ⑦ 新たな事業所で予定している感染症の発生時の対応、体制等
9	利用者支援	① 新たな事業所で予定している利用者の日常生活に対する支援等 ② 新たな事業所で予定している苦情処理体制 ③ 利用者に対する公平・公正な対応のため新たな事業所で予定している取組 ④ 利用者等の人権・尊厳の尊重に関し、新たな事業所で予定している取組 ⑤ 新たな事業所で予定しているターミナルケアについての取組
10	市内雇用・市内業者の促進	① 新たな事業所で予定している市内業者の促進についての取組 ② 新たな事業所で予定している市内業者からの物品の調達についての取組
11	サービス提供方針・提供体制	① 新たな事業所で予定している質の高いサービス提供に向けての取組 ② 新たな事業所で予定している利用者の家族との交流に係る取組 ③ 新たな事業所で予定している低所得者対策についての取組 ④ 新たな事業所で予定している成年後見制度活用についての取組 ⑤ 新たな事業所で予定している利用者の確保に向けての取組
12	サービス種別・事業形態毎の取組 (重点項目2)	① 医療ニーズの高い利用者に対応するために通い・泊まり機能と訪問看護機能を一体的に提供し、重度化防止を図っていくことに関して新たな事業所で予定している取組
13	法人独自の取組	① その他、新たな事業所を運営するに当たって予定している法人独自の取組

14	運営基準	① 人員基準への適合 ② 設備基準への適合
15	設置予定箇所 (1)	① 設置予定箇所が朝霞市水害ハザードマップ（令和5年8月発行）の 浸水が想定される区域外か
16	設置予定箇所 (2)	① 設置予定箇所が第4圏域か
17	その他	① その他、特に評価できる事項があるか ※

※ 特に評価できる事項があれば、その理由を記載して加点できるものとする。

3 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

応募時に提出された書類一式について、応募資格等応募者としての可否を決定する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

朝霞市地域密着型サービス事業者選考委員会委員が提案書及びプレゼンテーション、ヒアリングを受け、選考基準ごとに6段階で評価し、以下のとおり採点します。ただし、選考基準15については、洪水浸水想定区域外であれば5点とし、同域内であれば0点、選考基準16については、第4圏域であれば3点、第4圏域以外であれば0点とします。

(例)	優れている (5点)	良い (4点)	標準 (3点)	やや劣る (2点)	劣る (1点)	提案なし (0点)
-----	---------------	------------	------------	--------------	------------	--------------

- ・ 選考基準8と12を重点項目とし、点数を2倍とします。（加点係数2倍）
- ・ 選考委員が、審査を欠席した場合、その選考委員の評価点は無効とします。なお、委員長が認めた場合、代理出席は可とします。

4 受託候補者の選定（優先順位の決定）

- ・ 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）後に各選考委員が採点したものを、その場で集計します。
- ・ 審査を行った選考委員がすべて満点とした場合の総合計点の60%を基準点とし、応募者の提案がこの基準点未満の場合は不適格とします。

(例) 全選考委員8人が出席した場合の満点は744点、したがって基準点は447点です。
 $(\text{選考基準1} \sim \text{15}、17 \times 5 \text{点}) + (\text{選考基準16} \times 3 \text{点}) + (\text{重点項目1} \sim 2 \times 5 \text{点}) = 93 \text{点}$ （1人当たりの満点）

- ・ 基準を超える応募者のうち、審査を行った選考委員の総合計点が最も高い者から順に、指定予定事業者として市と協議することができるとします。総合計点が同数の場合は重点項目の合計点がより高い応募者を、重点項目の合計点も同数の場合は抽選により順位を決定します。